# 令和4年定例会11月会議

# 豊浦町議会会議録

令和4年11月2日(水曜日)

午前10時00分 再開

午後1時25分 散会

### 令和4年定例会11月会議

# 豊浦町議会会議録

令和4年11月2日(水曜日) 午前10時00分 再開

#### ◎議事日程(第1号)

再開宣告

開議宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員長報告

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第62号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第63号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第5号)について

日程第6 議案第64号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)

について

日程第7 議案第65号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)に

ついて

日程第8 委員会報告 産業建設常任委員会委員長報告

日程第9 常任委員の選任について

日程第10 常任委員会正副委員長の互選について

日程第11 議会運営委員の選任について

日程第12 議会運営委員会正副委員長の互選について

散会宣告

#### ◎出席議員(7名)

議長 8番 根津 公男君 副議長 7番 石澤清司君

1番 山田秀人君 3番 小川晃司君

4番 勝 木 嘉 則 君 5番 大 里 葉 子 君

6番 渡辺訓雄君

# ◎説明員

町 長 村 井 洋 一 君 長 君 副 町 須 田 歩 代 表監 菅 厚 志 君 査 委 員 野 務 長 淳 君 総 課 本 所 民 長 人 君 町 課 竹 林 善 井 上 政 信 君 農 林 課 長 水產商工観光課長 長谷部 晋 君 建設課長 武 石 修君 建設課長補佐 佐 藤 一貴君 総合保健福祉施設事務長 藤 原弘樹君 総合保健福祉施設事務次長 下 克 哉 君 阪 国民健康保険病院事務長 美 香 君 高 橋

◎事務局出席職員

事務局長荻野貴史君書記(会計年度任用職員)熊坂早智恵君

#### ◎再開宣告

○議長(根津公男君) 皆さん、おはようございます。

本日、11月2日は休会の日でありますが、議事の都合により、定例会11月会議を再開いたします。

なお、ただいまの出席議員は7名であり、法第113条の規定による定足数を満たしております。 よって、会議は成立いたします。

### ◎開議宣告

○議長(根津公男君) これより、本日の会議に入ります。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(根津公男君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において、6番、渡辺訓雄議員並び に7番、石澤清司議員を指名いたします。

#### ◎議会運営委員会報告

○議長(根津公男君) 日程第2、議会運営委員会の委員長報告をいたします。

議会運営委員会の副委員長から、去る11月1日に開催されました議会運営委員会における本会議の運営等についての協議経過と結果の報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会山田秀人副委員長、登壇をお願いいたします。

○1番(山田秀人君) 報告をいたします。

令和4年定例会11月会議の議事日程等につきましては、お手元に配付のとおりでございます。 会議に付議されている案件については、町長からの提案に係るものとして、条例の改正が1 件のほか、補正予算が3件であります。

また、議会からは、産業建設常任委員会からの所管事務調査報告が1件のほか、常任委員会 及び議会運営委員会委員の任期が満了を迎えるため、委員の改選を行うとともに、各委員長及 び副委員長の互選を行うものであります。

短期間ではありますが、円滑な議会運営に特段のご協力を賜りますことをお願い申し上げ、 議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長(根津公男君) 議会運営委員会の委員長報告が終わりました。委員長報告に対し、質 疑はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 質疑なしと認めます。

よって、委員長報告は報告済みといたします。

#### ◎諸般の報告

○議長(根津公男君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

議会におけるその後の動向につきましては、配付文書により報告といたします。

次に、本定例会11月会議における町長からの提出議案、その他の資料は、それぞれ配付のと

おりであります。

次に、本定例会11月会議における説明員及び委任職員は、10名であります。 以上、報告といたします。

## ◎議案第62号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長(根津公男君) これより、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第62号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

○総務課長(本所 淳君) 議案第62号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について ご説明いたします。

豊浦町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものです。

提案理由でございますが、廃棄物及び清掃に関する法律違反によって職員が略式起訴されたことに伴い、監督者としての責任を取るため、町長の令和4年12月分から令和5年11月分までの給与の減額をするため、所要の改正が必要となり、本条例案を提出するものです。

2ページをお開き願います。

附則に、次の2項を加えます。給料月額の特例措置、第19項、令和4年12月分から令和5年11月分の町長の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給されることとなる額から100分の30に相当する額を減じた額とする。

期末手当の額の特例措置、第20項、令和4年12月及び令和5年6月に支給される町長の期末 手当の額については、第4条の規定にかかわらず、当該期末手当の額の算定の基礎となる給料 月額は、前項の規定による給料月額とする。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

- ○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 石澤議員。
- ○7番(石澤清司君) 1件、答弁をいただきたいと思っています。

このたび、町長の給与に関する条例の提案がありまして、ただいま総務課長から説明がございましたが、町長の月額給料が100分の30を12か月間減額し、期末手当等についてもそれを基にという今説明をいただいたのですけれども、トータルで幾らぐらいの金額になったのか、ご答弁いただきたいと思います。

〇議長(根津公男君) 本所総務課長。

渡辺議員。

- ○総務課長(本所 淳君) まず月額の給料でございますが、30%を12か月の減額ということで、合計で234万円でございます。それから、減額の期末手当の額でございますけれども、12月と6月と合わせて90万8,212円でございます。減額合計は324万8,212円でございます。以上です。
- ○議長(根津公男君) ほかに質疑はありませんか。
- ○6番(渡辺訓雄君) 前回、事情があって欠席しましたが、内容については同僚からも聞いております。

今、同僚が言ったように、この条例が決まれば、1年間の減額の報酬分も説明を受けました。

町長、これは少し甘いのではないか。

これからちょっとお話を申し上げますが、人の処分を私がどうのこうのということは、少しは違和感がないわけでもありません。当初から1年半程度も過ぎまして、こういう始末でありますが、当然、いろいろな町民へのおわび、あるいは議会へも不法投棄の違反の関係についていろいろな書面でおわびの資料をいただいております。その中に、組織的犯罪という文言もあります。それから、時系列もあります。約2年も前から様々な状況があったこと、それも時系列でいただいております。それから、豊浦支所との会議録も前回いただきました。それらから総合的に判断しますと、ハザカプラントの設置者、あるいは施設管理者は、入り口に標識がありますけれども、豊浦町長の名前になっているわけですね。

それから、豊浦町が様々な状況で漁協に、豊浦支所の委託をしておるわけであります。それらの契約書もあるのです。様々な事情があったかもしれないけれども、契約書どおりにもやらない、町長も職員と一緒に対策に向けて出席している。いろいろな方法を考えたけれども、余儀なく、どうしようもなくて不法投棄した。そういう取組、この資料を見た内容から判断すると、簡単に言えば職員もやはり気の毒だったなと。やはり、最高責任者の給与の減額でありますけれども、そういうところから見たら、あなたの決断、判断、指揮命令、司令塔の認識がかなり欠如したということが大半ではないか、そういう私の思いです。いろいろなプロセスはあったかもしれないけれども、結果としてそうだと。

それから、町長、その結果、血税が約4,000万円前後も投入されているのです。これは、ハザカプラントを建設するときにも、ハザカの残渣水がプラントにも投入できるのだと、その結果、いろいろな取組をしたら、それもまずかった、それはいろいろな原因があったでしょう。

それから見たら、1年間あれして三百数十万円ですよ。本来は、4年に1回、理事者の任期が切れると退職金もあるのです。退職金を補塡するぐらいの気持ちがあっていいだろうと思います。

私にはそんな思いもあるのですよね。当然、本来であれば辞職が一番望ましいと思うが、でも、町長は町民の皆さんから選ばれた。それはそれとして、私は少し甘いのではないのかと思う。

そこで、町長、委託契約書の認識、それとハザカプラントの施設管理者設置は町長の名前であるのです。結果として、報酬の減額も含めて、認識を再度この場でお尋ね申し上げたい。

当然、前回は30%、半年だったか、そういうことだったけれども、また時が過ぎると、これでは町民に申し訳ないのだなという思いで1年間となった。自分が決めたのかどうか分かりませんが、自分で決めたのでしょう。そういう気持ちは分からないわけではない。その2点をこの場でお尋ね申し上げたい。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- **〇町長(村井洋一君**) るるご質疑がありました。

私は、昨日の協議会でも申し上げましたけれども、最高責任者としての責任を重く感じているわけでございます。

特に、職員において、略式起訴の罰金刑という処分になったということにつきましては、本当に、責任者として、その責を重く感じているところでございまして、また、今回の懲罰委員会のこともございまして、そういったことも加味しながら、先般、30%、6か月ということでご説明申し上げましたけれども、総合的に判断しまして、今回、30%、12か月というふうに私自身が決した、私自身の考え方ということでございます。

それについては、いろいろな考え方があろうかと思います。私は私で、今回のことにつきま

して意を決したということで、ご理解をいただければなと思ってございます。

なお、現在、設置者と委託者ということで契約も結んでおりますけれども、それらを一つ一つ見直して、ぜひとも、ハザカプラントの維持、今後の運営について問題がないように、安全にプラントが運営できるような解決策を取っていくのも私の責任であると捉えておりますので、現在、いろいろ考えてやっておるわけでございますが、プラントの運営について、安定的な運営ができるように皆さん方にもご報告できるようにしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

- 〇議長(根津公男君) 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 町長の思いは分かるのです。今までの1年半前からのいろいろな状況も、強制捜査から今日まで、それらも同じ認識だと思う。ただ、私が一番思ったのは、時系列を見たときです。そういう問題が発生したときに、町長も部下からいろいろ聞いているではないですか。もうこれ以上申し上げませんが、あなたは司令塔なのですよ。その対策の司令塔として、やはり、紆余曲折したかもしれないけれども、やはり司令塔の判断が甘い。ぴしっとした決定的なことが言えなかったのではないのか。それで、豊浦支所との委託契約書、その中にいろいろ条文に全部うたっているのです。ここで長々と申し上げませんが、前にも協議会で検証したような言い方をしていたけれども、今すぐ始まった問題ならともかく、そこに気がついたときに、やはり原点に戻って、契約状況を見て、委託者、施設の管理者は豊浦町町長になっているのだから、今さらどうのこうの言ってもしようがないけれども、それすら判断も決定もできなかった。そして、時系列を見たら、職員がこれはということで、豊浦町のホームページにも不法投棄は犯罪ですよと言いながらも、やはり様々な事情でそういうことがあった。それは、法律は法律で結構です。処罰されたのだから、略式かもしれないけれども、犯罪者なのですからね。

もう一つは、この減額について、その処理をするのに、血税が4,000万円以上も、あるいは5,000万円近くもかかったではないですか、そういう認識はいかがなものかということを申し上げているのです。その回答がちゃんとされていないので、再度お尋ねいたします。

- 〇議長(根津公男君) 村井町長。
- ○町長 (村井洋一君) 現在のところ、ご指摘のとおり、この処理費用がかかっております。 当時といいますか、こういう事件になる前に、あちこちに打診をして、処理できるところを探 しておりましたが、そういうところがなかなかなかったというのが事実でございまして、いず れにしても、多額の金額がかかるという状況でございます。その中には、例えば、道南の北斗 市はどうなのかなということでしたけれども、ご存じのとおり、運搬費だけで莫大な金額にな るということもございまして、運搬費だけではなくて、そこができるか、できないかという問 題もありましたけれども、近隣でもいろいろなところを探したけれども、そういう処理をして くれるところがなかなかなかったのが事実でございます。そして、今、ようやく、そういった 処理ができるところで処理をしてもらっているということです。

いずれにしても、こういった金額がかかったことにつきまして、私としても、これからどのようになっていくのか、今やっておりますけれども、今後についても皆さん方とご相談しながら決めていかなければならないと思ってございます。

いずれにしても、これからできるだけ適正な処理ができるように、組合とも協議しながら進めていきたい。できるだけ早期に、安定的な運営が図れるプラントに向けて、取り組んでいきたいというふうに思ってございます。

いろいろな費用負担につきましては、当然のことながらそのことについても重く重く受け止

めております。今後の安定的な運営に向けて、より一層取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

〇議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

山田議員。

- ○1番(山田秀人君) 討論あります。
- ○議長(根津公男君) これより、討論に入ります。 最初に、原案に対する反対討論の発言を許します。 山田議員。
- **〇1番(山田秀人君)** 私は、議案第62号 町長等の給与に関する条例の一部改正について、 反対の立場から討論に参加いたします。

今朝の新聞にあるとおり、昨日の全員協議会では、組織的に行われ、抜本的な対策が取られなかった。それで、町長だけが責任を取るべきではない、そういうことで、当初の減給の処置の仕方をさらに12か月に延ばしたということが書かれております。

もう一つは、懲罰委員会が減給としていたその処分を町長が戒告に軽減したため、自らの給 与減額の期間を延ばした。そして、担当職員だけが責められる問題ではなく、その責任は最高 責任者である町長が重く受け止めるものということで記事が締めくくられております。

この件の責任の取り方というのは、1年前からいろいろと議論がなされ、関係団体の方々に も多大な迷惑をかけているという事例であります。

そして、この処理に関し、数千万円に及ぶ予想外の費用も要してきました。さらには、今まで処理したこの処理金額が明らかになっていないわけであります。そのことから鑑みると、町長の責任の取り方として、12か月間の30%カットは、あまりにも不相応な軽過ぎる決断であり、さらなる責任の取り方の再考を求めるものであります。

また、この改正案が可決されたとしても、2回、3回の自らの処分というのは、免れるわけではありません。

以上のことから、この改正案については反対とするということであります。 以上であります。

- ○議長(根津公男君) 次に、賛成討論の発言を許します。 石澤議員。
- **〇7番(石澤清司君)** 先ほど、同僚議員が質疑をしたことも含めて、私の考え方も含めて、 賛成討論をさせていただきたいと思います。

先ほど、同僚議員が、責任は全て町長にあるかのような質問の仕方をされておりましたけれども、私は、いろいろな予算、補正にしても、金額についても、議会に提案されて、私ども議会が承認をしたという事実も現実にあるわけでございます。私自身も一議員として反省をしなければならないという考え方を持っている一人でもございますし、全て町長一人の責任ではなく、議員として私にも責任の一端はあるという考え方を持っている一人でもございます。

そのような立場から、今回、町長の給与に関する条例を一部改正しての減額について、賛成 討論をさせていただきたいと考えております。

廃棄物処理法違反罪で、前副町長、課長に略式起訴がされ、罰金刑が言い渡されております。

また、委託先の漁協も罰金刑の略式命令があったわけでございます。町長は、この廃棄物処理 法の関係で警察より取り調べを受けたことも事実でございまして、結果、起訴されなかったと いう事実もそのとおりでございます。

町職員は、それぞれの職務上の責任において、個人に罰金刑が言い渡されたというふうに私は捉えております。懲罰委員会の答申に対しまして、町長は、罪を認めて、大きな代償を払った職員に、罪を憎んで人を憎まずの精神の下、情状酌量の余地があることから、軽減し、将来を戒めて注意する戒告処分としたというふうに私は捉えてございます。

町長は、職員を犯罪者にした責任を自ら責め、そして、1年間、給料月額の100分の30に相当する額を減じて、今日、給与に関する条例変更の議案を提出されました。

私は、重い判断をされたと同調せざるを得ないという考え方で、この提案に対しての賛成の 討論といたします。

- ○議長(根津公男君) ほかに討論はありますか。
  勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) 私は、この議案に対して、反対の立場で言わせていただきます。

町長も何回か協議会で言われました。全責任は自分にあると。新聞にこの議案が出てきて、 町民の皆さんから、町長のこの案件は本当にこれでいいのかという電話が2本も3本も私のと ころに入ってきました。職員の処罰に関して、今回、私が言うことはありませんけれども、今 までの町長の答弁を聞いていて、海のものは海に返していいのだという廃棄物に対する認識は いかがなものかと私は思っています。

それから、この件について、職員の皆さんも嫌な思いをしたと思いますけれども、悲しいことに、漁協の人が1人亡くなっているのです。そういう重さを感じて、本当に、1年間、30%でいいのかということに対して、私は、ちょっと軽過ぎるのではないかと思って、反対意見として、私の考えを言わせていただきました。

以上です。

- ○議長(根津公男君) ほかに討論はありませんか。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 私も、反対の立場で討論させていただきます。

この議案の関係で、1年間、30%の減額については、9月の議会前後にあって、様々な状況から、今回、1年間、30%については、本人が決めたというのだから、それはそれでいいでしょう。

でも、反対した同僚も言っていましたけれども、今後の処理の費用はまだ皆無です。ただ、令和3年度だけを見ても、4,000万円前後が支出されているのです。先ほども申し上げましたけれどもね。そして、資料をいただいた廃棄物処理及び清掃に関する法律違反に関する経緯について、重複するところもあるだろうが、これは平成31年1月8日から令和2年10月7日、漁業系残渣水をバイオガスプラントに投入とあります。

令和2年10月9日、投入していた残渣水は消化液が塩分過多により、施設損傷のおそれがあるため中止、こういう内容が書かれているのです。それからですよ。それはいろいろな事情があって、機械の損傷も先を考えると見受けられる。それから、液肥の今後の需要についても、よりよい液肥にはならないということで、それも結果としてしようがないことだと思います。いい悪いは別問題としてです。

それからですよ、令和2年10月9日、1次処理の部分でタンクにフィルター付が必要である 旨を確認したということで、出席者は町長、水産資源循環プラント係長及び主事などの協議で、 もう令和2年からそういう課題があることは分かっているではないですか。11月にも会議がされています。それから、強制捜査が入るまで、かなりの月日がたっているのです。そのいろいろ苦慮したこと、難儀したことについては、分からないわけではないです。だから、組織的犯罪となっているのでしょう。文言として書いてあるのでしょう。町長の議会への報告など、町民に対するおわびなど、町長は部下に期待をしていたかもしれません。

これは、ふくそうに関わる不法投棄なのです。振興局にも聞いたとか、振興局ではフィルターをつければいいのだと、でも、ついていなかった。そういうことから考えると、まだまだありますが、やはり、最高責任者として、今回の30%、1年間は、私は非常に納得がいかないし、町民にも言えない。

でも、こういうことについては、なかなか言いにくいのですよね。ああ言えばこう言う、こう言えばああ言うと。このたびの令和3年度支出で4,000万円以上も委託料のほかに支出されているのですよ。(何事か言う人あり)

何ぼ言ってもいいから、1 議席だから、俺も。知ったかぶりするな。 (何事か言う人あり) いや、あんたに言われることはないって。俺も1 議席だから。

議長、なんか言ってや。発言を封鎖するようなことを言うのだから。何か悪いことあったら 言ってください、あなたから。黙って見てないで。

そういうことから言うと、血税の支出4,000万円以上、まだ皆無な処理、支出の料金など、そして、あなたの司令塔としての甘さ、組織的犯罪で、最高責任者として、責任を取ることについては私も評価するが、甘過ぎるので、まだまだこの町長の報酬の減額については低過ぎる、そういう思いで、反対討論といたします。

以上です。

○議長(根津公男君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第62号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正についての採決は起立により行いた いと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、この採決は起立採決により行います。

議案第62号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正について、原案どおり決することに 賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(根津公男君) それでは、反対の方の起立を求めます。

(反対者起立)

○議長(根津公男君) 結果、可否同数ということになりました。

議案第62号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正については、可否同数のため、地方 自治法第116条第1項の規定により、議長としての裁決権を行使したいと思います。

このたびの産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る町長としての責任の取り方ということで上程されましたが、水産残渣水については、以前より対応に苦慮していたという過去の課題を解決できていなかったことが今回の事象に及んだものと考えられること、また、この残渣水の処理の問題について解決できていれば発生しなかったものと考えられること、さら

に、職員のほか、町内業者が罰金刑を受けるといった町を揺るがす事件に至ったことに鑑みる と、最高責任者である町長としての責任の取り方としては十分なものと思えないと判断するこ とから、本案については、議長は否決と裁決いたします。 (何事か言う人あり)

よって、議案第62号 豊浦町長等の給与に関する条例の一部改正については否決されました。

#### ◎議案第63号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第5号)について

○議長(根津公男君) 次に、日程第5、議案第63号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

本所総務課長。

**○総務課長(本所 淳君)** 議案第63号 令和4年度豊浦町一般会計補正予算(第5号)についてご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。

議案の朗読は省略し、歳入歳出予算の補正については、それぞれ1億798万8,000円を追加し、 総額を55億5,190万4,000円といたします。

補正内容につきましては、別添の補正予算概要書のとおりですが、その主な要因についてご 説明いたします。

歳出、社会福祉費では、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担額を踏まえ、住民税非 課税世帯等の子育て世帯に対し、1世帯当たり5万円を給付するため、給付金システム改修費 及び事務経費の所要額を追加いたします。

農業振興費では、施設園芸エネルギー転換促進事業道補助金を活用した農業用パイプハウス の燃油使用料の削減に資する取組を推進するため、2経営体に対する補助の所要額を追加しま す。

災害復旧費では、8月15日から16日にかけての大雨により被災した箇所の災害復旧に係る経費を増額します。

なお、現在、災害復旧事業に係る国庫補助申請の手続中であり、採択された場合には財源更 正を行います。

歳入では、歳出に係る財源調整として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費国庫補助金、施設園芸エネルギー転換促進事業道補助金を追加し、財政調整基金からの繰入金を増額いたします。

以上で説明を終わります。

- **〇議長(根津公男君)** 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。 大里議員。
- ○5番 (大里葉子君) この電力・ガス・食料品等の価格高騰緊急支援給付金事業ですが、この給付金については、物価高の影響に対する新たな経済対策の一部として、9月に内閣府から発表されました。テレビ、新聞等でこの5万円の給付金を知った町民の方からは、何月になるのか、いつもらえるのだろうかと、先日、何件か問合せがありました。そして、次の議会には議案として上がってくると思うので、少しお待ちくださいと伝えていたところです。

町民の方の中には、一日も早く5万円を支給してほしいと待っている方たちがいます。

それで、プッシュ型で申請不要の支給予定とあるのですが、本町での支給方法をお尋ねしたいのと、住民税非課税世帯のほかに、住民税非課税世帯に相当する家計の急変があった世帯も対象になるとあるのですが、家計が急変世帯という場合、どんな条件で当てはまるのか、併せ

てお尋ねします。

- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- **〇町民課長(竹林善人君)** 今回の給付金の内容につきましては、住民税非課税世帯等に支給するものでございまして、現在、この11月会議に上程して可決された後に、非課税世帯抽出のためのシステム改修を行った後、申請等の書類を送付することになっております。

現在、そのシステム等の改修が終わり、11月中旬頃にはそれぞれの申請書等の発付を行い、 今まで住民税非課税世帯への給付などを行っておりますので、そういう口座等の確認のみです ぐに給付ができるようなことを考えております。

また、現在、家計が苦しい場合ではなく、現在、国のほうからは、住民税非課税世帯への部分で、今、町民課では非課税世帯の抽出を行う予定でおりますので、所得が減ったとか、そういう部分については現在は考えておりません。

以上です。

- 〇議長(根津公男君) 大里議員。
- ○5番(大里葉子君) 11月中旬頃には申請書が届いて、今、970世帯ということで、スムーズに支給まで進むとは思います。でも、私は、今朝、それをちゃんと確認をしてプリントアウトしてこなかったのですけれども、内閣府のページの中に家計急変世帯という場合も書いてありました。その970世帯以外にも、いつ何どき予期せず家計が急変するかは誰も想定できませんと内閣府のホームページの中で書いてあるので、確認してもらって、豊浦町もそのとおりやってもらわないと困るし、そうであれば、今は非課税世帯ではないけれども、もし家計が急変した世帯の方にも今回の5万円が支給いただけるということを町民へ周知していただきたいと言おうと思ったのですけれども、今、私も持ち合わせていないので、その辺を確認して報告をいただきたいです。
- 〇議長(根津公男君) 竹林町民課長。
- ○町民課長(竹林善人君) その点を確認して、後日ご連絡いたします。
- ○議長(根津公男君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。 討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認め、終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり決しました。

- ◎議案第64号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)について
- 〇議長(根津公男君) 日程第6、議案第64号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別 会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤原総合保健福祉施設事務長。

〇総合保健福祉施設事務長(藤原弘樹君) 議案書の11ページでございます。

議案第64号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)について ご説明いたします。

令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

債務負担行為の補正、第1条、債務負担行為の追加は、第4表、債務負担行為の補正による ものでございます。

議案書の12ページをお開きください。

第4表、債務負担行為補正としまして、給食調理業務委託事業について、事業期間を令和4年度から令和5年度までの期間として、3,894万1,000円を限度額として定めるものでございます。

なお、限度額の内訳積算根拠につきましては、11月会議説明資料のとおりとなってございます。

以上で説明を終わります。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

勝木議員。

- ○4番(勝木嘉則君) 私は、この案について反対したいと思いますので、取り計らいをお願いいたします。
- ○議長(根津公男君) それでは、討論に入ります。 最初に、原案に対する反対討論の発言を許します。 勝木議員。
- ○4番(勝木嘉則君) これは、協議会の中で私も何回か言いましたけれども、給食費を民間のほうに委託するということで、今やっている総合的な金額よりも1,100万円多くなるわけです。私は、まとめて15日前には出そうと思っているのですけれども、所管の調査もしている中で、調理の方から、民間のほうに移るみたいですけれども、少しでも安いのであれば、町民の方の負担がなくなるのであれば、私たちは民間のほうでもいいと思いますという意見を言われました。

これは、逆に1,100万円も増えるわけですね。病院の形態を来年の4月1日から変えるというのは分かります。だから、4月1日から変えて、理学療法士とか言語聴覚士が入るのは分かるのですけれども、経費をかけてやるのは、それだけ町民の利便性を考えてだと思います。

しかし、4月1日から変えて、今、二十数人の病棟の入所者がすぐに60人になるかというと、 それは考えられず、少しずつは増えていくかもしれません。でも、60人にすぐなるかというこ とは考えにくいと思います。

今まで、給食の調理に関しては、本来であればいろいろと講習等でやらなければいけないと思って私は何回も言いましたけれども、講習も何もしておらず、調理員の人たちは、いろいろな患者さんに合わせて、100%満足行くようなものは出していないので、民間のほうにしたいということです。その考えも分からないわけではないですが、今言ったように、4月1日で増えた段階で少しずつやっていくべきだと思います。町民の負担は、さらに1,100万円も増えるということです。これは1回だけではないのです。これからもまだずっと増えていく、毎年毎年増

えていくということで、本当にこれでいいのかと思います。

また、病院の事務関係も委託しなければいけないけれども、その件に関しては手をかけるような様子もない。周りでは電子カルテをやっているので、そういうことにお金をかけるのであれば、分からないわけではないのですけれども、給食だけをターゲットにするような、そしてまた、町民の負担をさらに増やすようなこの案に対しては、私は断固として反対したいと思います。

以上です。

- ○議長(根津公男君) 次に、賛成討論があれば許します。 石澤議員。
- ○7番(石澤清司君) 賛成の立場で、討論をさせていただきたいと思います。

ただいまは、やまびこのことだけではなくて、この問題につきましては、国保病院も関連していると私は認識しております。

来年の4月に、今の国保病院等につきましては、療養病床に変更したいということで、国の 機関に申請をして、大方、通るのではないかというふうに私も思ってございます。

その中で、国保病院の運営検討委員会というものが令和3年の9月28日から12月10日まで6回開催されておりまして、その中でも行政側として検討委員会に提示をして、議論をしてもらって、その中で、積極的に取り上げてやられたほうがいいのではないかと、議事録を見ると、そういう話になっていると私は理解をしております。

また、国保病院において療養病棟ということは、室蘭関係のそれぞれの病院が急性の病院ということで、回復の病棟が少ないということで、豊浦町におきましては、豊浦に住んでいる方や、豊浦の近郊にいる患者さんを病院から受け入れられるように、回復すべきということも含めて、療養病床にしていきたいという考え方の中で、回復期の患者におきましては、食事は、流動食とか、細かく切って対応しなければ、大きな病院から豊浦の病院で患者さんを受け付けることはできないというお話も聞いております。

今の豊浦町の調理状況では、まずほとんど対応ができないというお話も聞かせていただいております。また、この経営等につきましては、調理部門一つの問題だけではなくて、全体を通して、そのことによって収入が伸びるだろうし、当然、経費等については、厳重な削減を取りながら対応していくという中で、調理だけをどうこうではなくて、経営として、やまびこ、豊浦の国保病院全体を通じた中で、今後、国保病院、やまびこが町民の声を聞きながら、町民の対応をするにはどうしたらいいかという考え方で進んでいきたいという報告も受けてございます。

これは、来年4月からのことでございますので、今のうちから債務負担行為をしてやらなければ間に合わないということもございます。ですから、大きな立場に立って経営を考えたときには、ただいま言ったような債務負担行為を進めていくことが、やまびこ、国保病院の経営としてベターではないかという考え方を持っておりますので、この議案については賛成させていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(根津公男君) 次に、反対の討論があれば許します。 山田議員。
- ○1番(山田秀人君) 議案第64号と第65号は関連しているわけです。

つまり、国保病院の改革プランを基にして、結局、給食業務が国保病院の施設の中で、やま びこのほうにも影響している、そこで全部事業をしているわけですから、そっちのほうの予算 も兼ねてくるという連鎖があるのです。

そもそも、国保病院の改革プランについては、今年の春に町理事者からプランの案を提示されて、あまり議論をされていない中で、これがどんどん推進されていった、私はそういう思いもあるわけであります。

そもそも、この改革プランというのは、政府や厚生労働省の公立病院の病床削減、これが何といっても問題にあるのです。社会保障費を削って、病院のベッド数をどんどん減らしていくという中で、公立病院の経費を削減するということが大きな問題になってきたわけです。そのことによって、国保病院の改革プランというのがつくられてきていたという、こういう経緯でありますが、本来、豊浦の町立病院の在り方については、地元の雇用、それから、経費はかかるけれども、スムーズにいくような民間への委託、こういうような考え方というのはちょっと軽率ではないかなと、そういうことを考えると、もうちょっと議論を重ねて、本来の住民のための町立病院の中で、給食業務とはどうあるべきか、そして、それぞれで働いている人たちの在り方も含めて、こういう格好で取り組むべきです。

さらに、債務負担行為、議会が債務負担行為を議決することによって、町長の権限を付与することになるわけです。

そういう意味では、もともとからあるべき姿を考え直して、予算額、限度額、内容を含めて きちんと提示すべきで、この件については見送るべきだということで、反対といたします。

- ○議長(根津公男君) 次に、賛成の方の討論があれば許します。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) この議案に反対の立場で討論させてもらいます。

同僚議員も言っていましたが、病院とも連動します。所管でもお尋ねしました。それから、改革プランについても、年度ごとにできるところから取り組みたいということも分かります。同僚が言ってくれましたが、病院はなくしてはならないと私は思います。その理由は、プライマリーケア、初期医療機関と、国の方針などがあることも多少は把握をしています。それから、療養型も私は否定しません。でも、改革プランの中で、まだまだ改善、検討、協議しなければならないことを前回の協議会でも申し上げました。その内容は、全体の収支状況です。

やはり理事者も、しっかりとした経営をしていく、そして、患者も外来も入院も増えていく、 そういう理想が私にないわけではないですけれども、現実にはまだまだシビアに質疑、議論を しなければいけないと思っています。

それから、交付税などもありますが、療養型にするための支出、収入などもまだ未確定です。 それから、一番のポイントは、委託して1割とか5%とかだったらあれですが、同僚議員も 言っていましたけれども、1,000万円以上と高額になる理由も聞いています。全体の収支状況を 含めてから議論すべきで、まだまだ議論不足なので、これについては病院も同じですが、反対 という立場で申し上げておきます。

以上です。

○議長(根津公男君) ほかに討論はありますか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで討論を終結いたします。 ここで、暫時休憩いたします。

休憩午前11時06分再開午前11時15分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

討論を終結いたしました。

ここで、お諮りいたします。

議案第64号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)についての採決は起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、この採決は起立により行います。

なお、起立をしない議員については否とみなしますので、よろしくご承認をお願い申し上げます。

議案第64号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)については、原案どおり決することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

〇議長(根津公男君) 可否同数とみなします。

議案第64号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)については、可否同数のため、地方自治法第116条第1項の規定により、議長としての裁決権を行使したいと思います。

議案第64号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)については、議長は可決と裁決いたします。

よって、議案第64号 令和4年度豊浦町総合保健福祉施設事業特別会計補正予算(第3号)については可決されました。

◎議案第65号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)について 〇議長(根津公男君) 次に、日程第7、議案第65号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事 業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋国民健康保険病院事務長。

**〇国民健康保険病院事務長(高橋美香君)** 議案書の13ページをご覧ください。

議案第65号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、債務負担行為の追加は、第4表、債務負担行為補正によるものでございます。 14ページをご覧いただきたいと思います。

第4表、債務負担行為の補正としまして、給食調理業務について、令和4年度から令和5年度までの期間において、限度額3,763万4,000円と定めるものでございます。

以上です。

○議長(根津公男君) 説明が終わりましたので、質疑があれば許します。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) これで、質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

勝木議員。

- ○4番(勝木嘉則君) 討論がありますので、よろしくお願いします。
- ○議長(根津公男君) これより、討論に入ります。 最初に、原案に対する反対討論の発言を許します。 勝木議員。

○4番(勝木嘉則君) 私は、先ほども保健施設のほうで言いましたが、もう一つ心配なことは、働いている人の考えなのです。すごく不安になっているのです。これからの勤務状況はどうなのか、賃金体系はどうなのだろうか、前の説明のときには、そういうのをきちっとしますよ。これからの業者とは、その辺は確約しますよ。そういうものをきちっと書面で出してほしいと思うのです。これはこういうふうにしようと思っていますよ、心配はないですよ、また、働いている人にも不安がなくなるような説明をしていただきたいと思います。それは、こういうような書面で契約しようと思っていますよと。働いている人も豊浦の人間なのです。ほとんどが豊浦の人間なのです。私たちが逆の立場だったら、どうなのか。一生懸命に町民のために働いていらっしゃっている、その人たちを私は議員の一人として守らなくてはいけない。それと同時に、入院の患者も守らなくてはいけない。

ですから、先ほども言いましたけれども、年間で1,100万円も多く出してどうなのだろうか。 私は、今までしていなかった研修を、今度は民間のほうにさせて、それで民間のせいにして、 やるのだからいいですよと。私はそうではないのではないかと思います。

食事のほうもいろいろなことがありましたけれども、私も所管のほうに行ったときに、いろいろな食事の形態を見せていただきました。この人たちが今は二十何人おりますけれども、これは全てその食事でやっているのではないと思うのです。そうであれば、増えていくごとにいろいろと対策を練っていく、そういうのが必要ではないかと私は思います。

これは、本当に今やらなければいけないことなのか、また、議会でいろいろ討議することや もまなければいけないことがたくさんある中で、給食だけを先にするというのは反対をしたい と思います。

以上です。

- ○議長(根津公男君) 次に、賛成討論の発言を許します。 石澤議員。
- ○7番(石澤清司君) 賛成討論をさせていただきたいと思います。

国保病院につきましては、町民をはじめ、町長もこの病院をなくさない、継続してやっていくのだ、それが町民の声だという認識で、先ほどのやまびこの介護施設のところでも、老健施設の関係でもお話をしましたが、病院の経営というのは、一定の要件が整わなければ、施設の認定や療養の報酬を取得できないことになっておりますので、それに基づいて、療養報酬がもらえるような施設にしていかなければならない立場からいきますと、病院とやまびこも含めて、運営検討委員会を令和3年度は6回も開催して、そこにアドバイザーも含めて、るる検討をした結果、このような形を取ったほうがよりよいのではないかというお話も聞かせていただいておりますし、給食の調理業務の委託事業についても、民間の指定業者複数にプロポーザルをして決めていきたいということでしょうし、プロポーザルの契約に当たっては、今いる調理人を採用していただく、それから、収入のことについても、今、もらっている手当、収入をそのまま継続して支払っていただくことを条件として、このプロポーザルをしていきたいというお話も伺ってございます。

そのようなことにもるる対応して、豊浦のこれからの病院の中で回復期に入院される患者を

診ていくための給食も生命を保つ一つの医療行為でございますので、そこで問題があった場合には大変な状況になり、悪く言えば損害賠償請求もされるという現代社会でございますので、そこはプロにお任せをするということが、今の時代には一番大切だと考えておりますので、今回の給食調理業務委託事業の債務負担行為については賛成ということで討論をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長(根津公男君) ほかに討論はありますか。 山田議員。

**〇1番(山田秀人君)** 議案第65号の国保病院の補正予算についてですが、反対の立場で討論 いたします。

議案第64号でも反対討論の内容は言いましたけれども、さらに議会での総務常任委員会が国保病院の所管調査をしました。しかし、その委員長報告をまだ得ておりません。やはり、その委員長報告を得た中で、議会としての一つの判断材料が鍵になってくると思っております。

さらに、病院の改革プランの中で、給食業務を民間に委託するということで、その委託方式 はプロポーザル方式として、複数の業者、または、一つかもしれませんが、そういう人たちか らの優位性を求めて委託契約するということであります。

今までそこにいた従業員、職員の皆さんは、今度は会社の職員になるわけです。町職員の公 務員としての身分、町職員としての保障ががらっと変わる。

そういうことから考えると、これらの保障と職員の身分がどのように担保されるのか、ここら辺のところも定かではありません。そういうところも危惧しながら、国保病院の機能をどういうふうに安全に持っていくか、そして、従業員が生き生きと病院業務、患者さんのためにどうここで従事していくかということを考えると、まだまだ検討が必要ということで、反対討論といたします。

以上です。

- ○議長(根津公男君) 次に、賛成の方の発言を許します。 渡辺議員。
- ○6番(渡辺訓雄君) 一言当たり前のことを、今までの経緯も含めてお話し申し上げます。 実は、本当に断腸の思いなのです。これも、先を見ると、3対3で議長の裁決で、丸でいく ような気がします。

それはそれとして、自分のお金ではないから、平たくいくためにオーケーしたいのです。でも、無責任なことはしたくないと思って申し上げるのです。口で言うのは簡単ですが、賛成者のほうも思いは思いとして、議案第64号のときにも申し上げたけれども、プライマリーケアですね。そして、いろいろな事情で療養型にする、それに私は何も否定しないのです。でも、療養型にするための様々な条件があることもお話を聞いています。その概略は、100%でもないけれども、理学療法士、言語聴覚士、新たな療養型にしていく、収支状況だ。それをすることによって、総合的に前進する可能性はある。でも、どう見ても私はそう思わないのですが、医者3人体制にしても0.5は、やまびこのほうに行きますが、外来、入院も含めて様々な事情があって、どうもプラスにはなっていないように思うのです。交付税も上手に使って結構でありますけれどもね。

だから、それらも療養型にする諸条件と全体の収支状況、私はまだまだ100とは申し上げませんけれども、入り口の質疑、議論だと思います。だから、私は時期尚早で、今でなくてもいいのではないか。今でなくていいと協議会でも申し上げたけれども、それを無理押しする、そうい

う姿勢を私は認められないし、これをどういう理由でするのかなと。4月1日からしたいという意向は確かに分かりますよ。でも、それだけのプロセスをしていれば、別に通年議会でもあるわけでありますし、2月だって、1月だっていいではないですか。相手にも様々な事情があるが、先の血税から見ても時期尚早と、そして、議論不足である。そんなことで反対といたします。

以上です。

○議長(根津公男君) ほかに討論ありますか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なければ、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第65号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)についての採 決は起立により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、この採決は起立により行います。

なお、起立をしない議員については否とみなしますので、ご了承をお願いいたします。

議案第65号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)については、 原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長(根津公男君) 可否同数です。

議案第65号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)については、 可否同数のため、地方自治法第116条第1項の規定により、議長としての裁決権を行使したいと 思います。

議案第65号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)については、 議長は可決と裁決いたします。

よって、議案第65号 令和4年度豊浦町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)については可決されました。

#### ◎産業建設常任委員会委員長報告

○議長(根津公男君) 次に、日程第8、委員会報告をいたします。

産業常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会大里委員長、登壇願います。

**〇6番(大里葉子君)** それでは、産業建設常任委員会の所管事務調査が終了しましたので、 ご報告いたします。

本委員会の調査事項は、次の2点について行いました。

1点目は、各種公園の現地視察として、町内7か所の公園などについて実施しました。

アイヌ文化情報発信施設「イコリ」、礼文華森林公園、浜町豊浦海浜公園、高岡オートキャンプ場、インディアン水車公園、豊浦渚パークゴルフ場、噴火湾展望公園です。

2点目は、ハザカプラントにおける状況調査と現地調査及び受託先であるいぶり噴火湾漁業 協同組合への雑物処理について実施しました。

調査結果につきましては、お手元に報告書を配付済みでございますので、一部報告を割愛し、 概略説明とさせていただきます。 また、1点目の各種公園の現地視察については、報告書の3ページから6ページに記載して ございますので、後ほどご覧いただくこととし、2点目のハザカプラントにおける状況調査と 現地調査及び受託先であるいぶり噴火湾漁業協同組合への雑物処理について申し上げますので、 報告書の6ページをご参照願います。

①として、いぶり噴火湾漁業協同組合豊浦支所にて、ホタテ養殖が厳しい状況と雑物処理について聞き取りを行いました。

続いて、②として、ハザカプラントの現地調査を行いましたので、7ページをご覧ください。 現況については、アからキまでの7点にわたっています。

アとして、リサイクルセンターに運ばれた場所と数量についてです。

ADM保管庫内に運搬され、令和3年度においては満杯となり、一部を製品保管庫内に収容 した。令和3年度は、1年間で6,568トンを搬入した。

イとして、令和4年12月までに製品化できる見込み量についてです。

ふるい有り堆肥は500トン、ふるいなし堆肥は3,330トン、合計3,830トンの見込みとなっています。

ウとして、発酵槽レーンについてです。

一つ目は、攪拌機のチェーンが摩耗、腐食により、1週間に1回くらいの頻度で切断、また、 レーンの動く振動で鉄骨屋根組の鉄骨の錆びが落ちてくる。

二つ目は、発酵槽内の雑物の内容は、無機物貝殻が6割、残り4割が肥料の原料となっている。25日を要して発酵完了となる。

三つ目は、レーンは2基ある。1基当たり、1月当たりで200から250トンの雑物を投入可能であり、2基あるので、400から500トンが処理上限能力で、年間全体で約6,000トンが処理できる。

四つ目は、残渣水は、発酵を促進する副資材として使用し、約25日の発酵期間中、週3回散布している。2レーンで1回当たり14トンの散布を行い、月換算で約160から180トン散布できる。

五つ目は、少し多く見積もって、年間雑物を7,000トン受け入れたとして210トンの残渣水が発生する。月180トンを12か月散布可能とすれば、2,160トン処理できた計算になる。残渣水散布が適切に実行されていたのか疑問が残る。

エとして、雑物山積みの分についてです。

以前、雑物処理の目途に関して、次の水揚げ前までには処理できると推測していたが、現状では、堆肥化処理に時間がかかり、全て処理できない可能性が出てきた。

オとして、海の恵みの価格についてです。

ふるい有り堆肥は1立方メートル当たり300円、ふるいなし堆肥は1立方メートル当たり200円となっています。

続いて、8ページをご覧ください。

カとして、定期点検についてです。

当プラントのメーカー及び保守点検業者である株式会社県南衛生工業において、年4回の定期点検を行い、緊急的な処置が必要な場合にも、部品交換等、処理に支障のないよう対応している。

キとして、残渣水の貯留タンクについてです。

全体の貯留量は586トンで、内訳については次のとおりとなっています。

3トンタンク88台中74台で222トン、2トンタンク60台で120トン、1トンタンク84台で84ト

ン、レーン奥に保管しています。レーンの地下に140トン、ADM保管庫の地下に10トン、製品保管庫内の地下に10トンです。

次に、所見について申し上げます。

所見は、アからウまでの3点にわたっています。

アとして、雑物処理の目途が次の水揚げ前までに全てできない可能性がある。このため、屋外に積んである分と現在ある雑物に関して、どのような対応が必要か早急に検討を要する。

イとして、海の恵みの価格とPRについてです。

価格を町内外で差をつけるとか、価格の在り方など、農業用肥料の価格高騰の中、売り込みの仕方によっては、売上増につなげることが求められます。

ウとして、漁業系一般廃棄物リサイクルセンターの条例と委託契約書についてです。

- 一つ目は、業務委託契約書の業務委託内容に欠落事項があったのではないかということ。
- 二つ目は、漁業系一般廃棄物リサイクルセンターの条例と業務委託契約書、業務執行義務規定で、業務実施計画や実施記録の作成及び提出を義務づけること。

三つ目は、業務監督条項で、行政側が必要と認めたときは、いつでも指示を与え、不適切な 行為の中止、変更、補正等を命ずる権限を明示しておく必要がある。次の契約に当たっては、 不足している部分も含めて精査した内容で契約を締結すること。

四つ目は、今後、ハザカプラント管理運営を、いぶり噴火湾漁業協同組合も含め、処理業者 への委託なのか、直営での処理か検討すること。

以上、委員長報告といたします。

産業建設常任委員会委員長大里葉子。

○議長(根津公男君) ただいま、委員長からの報告が終わりました。

この報告に対して質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(根津公男君) なしと認め、これをもって報告済みといたします。

#### ◎常任委員の選任について

○議長(根津公男君) 日程第9、常任委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議 に諮り選任することになっております。

なお、議員1名の欠員により、現在、総務文教常任委員に欠員が生じていますが、これを解消するため、このたびの選任により、総務文教常任委員及び産業建設常任委員をそれぞれ5名 選任することといたします。

各常任委員会委員の選任については、事務局長から報告いたします。

荻野議会事務局長。

○議会事務局長(荻野貴史君) それでは、ご報告いたします。

各常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定に基づき、次のと おり選任するものでございます。

総務文教常任委員は、山田秀人議員、小川晃司議員、大里葉子議員、根津公男議長、石澤清司副議長の5名です。

続いて、産業建設常任委員は、小川晃司議員、勝木嘉則議員、渡辺訓雄議員、根津公男議長、 石澤清司副議長の5名です。

広報広聴常任委員会につきましては、全員で構成する委員会でありますので、構成する委員

の変更はございません。

以上でございます。

- ○議長(根津公男君) 以上のとおり選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」と言う人あり)
- ○議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、常任委員の選任につきましては、以上のとおり決定いたしました。

なお、各常任委員会委員の任期につきましては、委員会条例第3条第1項の規定により、2 年としています。

ここで、副議長と交代するため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分 再開 午前11時46分

○副議長(石澤清司君) それでは、休憩を閉じて再開いたします。

ただいま、各常任委員が選任されましたが、根津議長より、各常任委員及び議会運営委員を 辞退したい旨の申出がありました。

なお、根津議長におかれましては、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となること から、本件審査が終了するまでの間、退席を求めます。

(根津公男議長は退場)

**○副議長(石澤清司君)** 本件審査に入る前に、事務局長から議長が常任委員及び議会運営委員を辞退することについての説明を求めます。

荻野議会事務局長。

**○議会事務局長(荻野貴史君)** それでは、議長が常任委員等を辞退することにつきましてご 説明申し上げます。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、本会議における可否 同数の際の裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属する ことは適当ではないし、また、行政実例でも、議長については辞退を認めているところでもあ りますので、各常任委員会及び議会運営委員会の委員を辞退しようとするものでございます。 以上でございます。

○副議長(石澤清司君) 事務局長の説明が終わりましたので、ここでお諮りいたします。 根津議長の常任委員会及び議会運営委員会委員の辞退について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇副議長(石澤清司君) 異議なしと認めます。

よって、根津議長の常任委員会及び議会運営委員会委員の辞退については、許可することに 決定いたしました。

ここで、根津議長と交代するため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分 再開 午前11時48分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて再開いたします。

#### ◎常任委員会正副委員長の互選について

〇議長(根津公男君) 日程第10、常任委員会の正副委員長の互選を行います。

常任委員会の正副委員長の互選につきましては、委員会条例第6条第2項の規定により、各委員会において互選することになっておりますので、休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時49分 再開 午後 0 時00分

〇議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

ここで、昼食のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 0 時00分 再開 午後 1 時20分

○議長(根津公男君) 休憩を閉じて、再開いたします。

休憩中に、各常任委員会において正副委員長の互選が行われ、その結果が手元に参りました ので、報告いたします。

総務文教常任委員会の委員長に山田議員、副委員長に大里議員、産業建設常任委員会の委員 長に勝木議員、副委員長に小川議員、広報広聴常任委員会の委員長に大里議員、副委員長に勝 木議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありましたので、ご了承願います。

# ◎議会運営委員の選任について

○議長(根津公男君) 次に、日程第11、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮り選任することになっておりますが、議会の申合せで各常任委員会の副委員長を選任することになっています。よって、各常任委員会の副委員長3名に副議長を加え、オブザーバーとして議長が参加することで、5名による委員会構成となります。

ここで、お諮りいたします。

議会運営委員会委員に小川議員、大里議員、勝木議員、石澤議員、私がオブザーバーとして 参加ということで、以上のとおり選任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

〇議長(根津公男君) 異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

なお、委員の任期につきましては、それぞれ2年となっておりますので、ご了承願います。

#### ◎議会運営委員会正副委員長の互選について

○議長(根津公男君) 日程第12、議会運営委員会の正副委員長の互選を行います。
本件につきましては、委員会条例第6条第2項の規定により、委員会において互選すること

になっていますので、先ほど、休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選が行われ、その結果が届きましたので、報告いたします。

議会運営委員会の委員長に小川議員、副委員長に大里議員が互選されました。

以上のとおり互選された旨の報告がありましたので、ご了承願います。

散会する前に、竹林町民課長から答弁漏れがあったということで発言の申出がありましたので、許します。

竹林町民課長。

**〇町民課長(竹林善人君)** 議長のお許しが出ましたので、先ほど議案第63号の中で大里議員よりご質問があった内容について、私から回答した内容に誤りがありましたので、訂正したいと思います。

電力・ガス・食料品等の価格高騰の給付金につきまして、家計急変世帯への支給につきましては、答弁では今回入っていないと回答いたしましたが、今回の補正内容の中に家計急変世帯 への申請受付、また給付についても予算を措置しております。

その内容につきましては、先般行いました全員協議会の中で、算定資料を議員に配付しており、その中に対象人数等を記載しております。

大変申し訳ございませんでした。

○議長(根津公男君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

#### ◎散会宣告

○議長(根津公男君) 本日は、これをもって散会いたします。 大変お疲れさまでございました。

午後1時25分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年11月2日

議長

署名議員

署名議員